

## 県民コメント制度に基づく結果の公表について

(「埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例」の一部改正)

- 認定こども園法(※1)の一部改正では、新たな幼保連携型認定こども園(※2)が創設されることとなりました。これを受けて、その設備及び運営に関する基準を条例で定めるため、「埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例(※3)」を改正しました。
- ※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
  - ※2 学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設
  - ※3 条例の名称を「埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例」に変更しました。
- 条例の改正に当たっては、県民コメント制度に基づき、県民の皆様から御意見を募集したところ、8人(団体及び個人)から24件の御意見・御提案をお寄せいただきました。寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

### 1 意見募集期間

平成26年7月1日(火)～平成26年7月31日(木)

### 2 意見の提出者数及び件数

8人(団体及び個人)、24件

(内訳)

区 分	人数(団体及び個人)	意見件数
郵送	1人	2件
F A X	2人	7件
電子メール	5人	15件
合 計	8人	24件

### 3 意見の反映状況

	区 分	意見件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	0件
B	既に案で対応済みのもの	2件
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	5件
D	意見を反映できなかったもの	17件
E	その他	0件
	合 計	24件

「埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例」  
の一部改正に対する御意見と県の考え方

(反映状況の区分) A: 意見を反映し、案を修正したもの  
B: 既に案で対応済みのもの  
C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの  
D: 意見を反映できなかったもの  
E: その他

No.	御意見の概要	意見数	県の考え方	反映状況
1	幼稚園設置基準と保育所最低基準のより高い方を用いるという幼保連携型認定こども園の基準について、高い基準に遵守した運用をしてもらいたい。	1	認定こども園法の趣旨を尊重し、高い基準として解釈、運用をしていきます。	B
2	園舎は2階建てまでにするなど、安全の確保をしてもらいたい。	1	国の基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下同じ。）どおり園舎は2階建以下を原則とし、避難の場所にもなる園庭は園児数等に応じた面積を確保します。また、県独自の規定として、非常災害対策（避難訓練の実施、非常災害に必要な物資の備蓄）を規定しています。	B
3	人員配置基準を次のとおりにしてもらいたい。 ・満1歳未満児 3人につき1人以上 ・満1歳以上満2歳未満児 4人につき1人以上 ・満2歳以上満3歳未満児 6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満児 15人につき1人以上 ・満4歳以上児 30人につき1人以上	1	現行の認可保育所の配置基準等を踏まえ、認定こども園が守るべき最低の基準として、国の基準どおり定めるものです。 ・満1歳未満児 3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳未満児 6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満児 20人につき1人以上 ・満4歳以上児 30人につき1人以上	D
4	人員配置基準を次のとおりにしてもらいたい。 ・満1歳未満児 3人につき1人以上 ・満1歳以上満2歳未満児 5人につき1人以上 ・満2歳以上満3歳未満児 6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満児 15人につき1人以上 ・満4歳以上児 25人につき1人以上	1		
5	人員配置基準を次のとおりにしてもらいたい。 ・満1歳以上満3歳未満児 4人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満児 15人につき1人以上 ・満4歳以上児 25人につき1人以上	1		
6	人員配置基準を次のとおりにしてもらいたい。 ・満3歳以上満4歳未満児 15人につき1人以上 ・満4歳以上児 25人につき1人以上	1		
7	人員配置基準を次のとおりにしてもらいたい。 ・満1歳以上満2歳未満児 4人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満児 15人につき1人以上 ・満4歳以上児 25人につき1人以上	3		

8	乳児室、ほふく室の面積を5㎡にしてもらいたい。	5	現行の認可保育所の面積基準等を踏まえ、「ほふく」開始により3.3㎡以上の面積が必要なことを考慮し、乳児室の面積基準1.65㎡以上を3.3㎡以上に引き上げます。	D
9	アレルギー児が急増しており、3歳児以上にも外部搬入せずに調理室を設置し、自園調理をしてもらいたい。	5	自園調理を原則としつつ、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等へ配慮し、適切に対応できることなどを条件として、外部搬入を認めています。	D
10	駅前でも便利だからといった理由だけで、風俗店や暴力団関係などが入った雑居ビルのようなところでの認可はしないような基準にしてもらいたい。	1	認可にあたっては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の規制を受ける施設がないか等確認し、適正に対応していきます。	C
11	発達障害児への育成支援に対応してほしい。	4	認定こども園法第10条により遵守することとされている「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）において、「個々の園児の障害の状況などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う」こととなっており、発達障害児への育成支援にも対応していきます。	C
合 計		24		